

川根本町社会福祉協議会 地域福祉活動計画 (概要版)



計画策定の趣旨

近年の私たちを取りまく社会環境は、少子・高齢社会、経済不況の長期化、地域の連帯感の希薄化などにより、大きく変化してきています。そのため、高齢者、障害のある人などの生活上の支援を必要とする人たちは、一層厳しい状況に置かれています。また、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなどが社会問題となっています。

川根本町社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動を進めていく上で中核的役割を担う民間の福祉団体です。こうした住民の生活環境の変化に対応し、町の取り組みとの整合を図りながら活動を展開していくことが求められます。

複雑多様化する生活課題に地域全体で取り組み、誰もが安心してくらししていけるよう、住民参加と支えあいによる福祉のまちづくりを目指し、この計画を策定するものです。

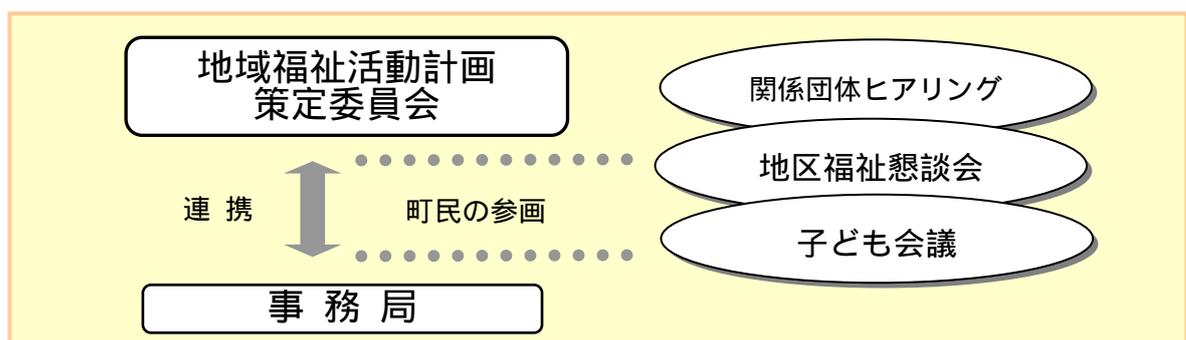
計画の期間

計画期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

ただし、新たな社会保障制度の構築や、行政の施策の変化により必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、「地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、地域福祉を視点に、住民などから意見を聴取して計画案に反映させました。



基本理念

安心安全の支えあいの地域づくり

本計画では、川根本町に住むすべての人が、安心して暮らしていけるよう、住民参加と支えあいによる福祉のまちづくりを目指します。

地域福祉の推進には、住民一人ひとりが、地域で役割を果たして、地域全体の支えあいが必要です。

こうした想いから、本計画の理念を上のように設定しました。



地域福祉を進めるにあたっての地域課題

- 1 コミュニティ機能の低下
- 2 急速な少子高齢化
- 3 サービス提供機能の適正化
- 4 福祉活動における地域格差
- 5 地域福祉の推進

計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、策定後は計画進行状況や施策の妥当性を評価検証し、次につなげる事が大切となります。

1 協働により計画を推進する

地域住民や福祉関係者
とより一層の連携を図り、住民、事業者、関係機関との協働のもとに計画を推進します。

2 社会福祉協議会内の連携を強化する

社会福祉協議会においては、少ない人数で活動していますが、それぞれの意思疎通を図り、職員一丸となって計画を推進します。また、地域に戻れば職員一人ひとりが地域福祉の担い手です。率先して地域福祉活動に取り組みます。

3 計画を検証する

計画の見直しに向けて、毎年の取り組み状況を把握していきます。

計画の体系

重点目標 助け合いと暮らしやすい地域づくりの推進

- 推進課題
- 1 近隣住民の見守り・緊急時対応の仕組みづくりの推進
 - 2 地域の子育て支援活動の推進
 - 3 高齢者の生きがい支援の充実
 - 4 当事者の組織化と福祉関係団体への支援
 - 5 地域生活支援の推進

重点目標 ボランティア活動への参加の促進

- 推進課題
- 1 ボランティア活動の場づくり
 - 2 ボランティアの情報提供・広報啓発・情報交換の充実
 - 3 ボランティアの養成
 - 4 ボランティアセンター機能の構築

重点目標 福祉の理解と関心を高める福祉教育の推進

- 推進課題
- 1 福祉への理解と知識を深めるための福祉教育の推進
 - 2 学校・地域・家庭が一体となった福祉教育の推進

重点目標 福祉の情報提供・相談・ニーズ把握体制の構築

- 推進課題
- 1 福祉の情報提供の充実
 - 2 総合相談体制の確立
 - 3 住民の福祉ニーズの把握

重点目標 福祉サービスの充実

- 推進課題
- 1 介護予防事業・生活支援サービスの充実
 - 2 介護保険サービス及び介護予防サービスの充実
 - 3 障害者福祉サービスの充実
 - 4 ケアマネジメント体制の強化

社 協 発展・強化計画

- 発展・強化目標
- 1 社協運営・経営体制の基盤強化
 - 2 財政基盤の強化
 - 3 サービス苦情受け付け・苦情解決体制・個人情報保護体制の構築
 - 4 事務局体制の強化

計画の基本的な考え方

生活課題の達成への住民等の積極的な参加

地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていきます。

地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「福祉は行政処分に対処するもの」という意識を改めて、地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えを持つことが重要です。

利用者主体のサービスの実現

サービスを総合的に利用できるようにするケアマネジメントを含むソーシャルワークの体制を、町と協力しながら充実させていきます。

サービスの総合化の確立

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制整備に努めます。

生活関連分野との連携

町の関係各課との連携を図り、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となります。

災害時要援護者への対応

災害時要援護者の安全を確保するため、町の地域防災計画に基づき、ボランティアの受け入れ計画を作成するとともに、地域住民の協力を得ながら、災害時における災害時要援護者の安全な避難誘導體制の強化を図ります。

この計画についてのお問い合わせは
社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会

本川根事務所(本所)

〒428-0415 静岡県榛原郡川根本町上岸 90 番地(川根本町福祉センター内)

TEL:0547-59-2315 FAX:0547-59-4139

e-mail:cs w-honk@po2.across.or.jp

中川根事務所(支所)

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 990 番地(川根本町高齢者サービスセンター内)

TEL:0547-56-1872 FAX:0547-56-1879

e-mail:cs w-naka@po2.across.or.jp